

報告4「FD活動の動向と展望について」

義 本 博 司（文部科学省高等教育局高等教育企画課長）

義本です。最後ですし、手短にお話をしたいと思います。先ほど溝上さんから、話としてはFDがどれぐらい展開してきたか、今の状況を俯瞰して課題を明らかにしろという宿題をいただきましたので、その辺の話を中心にさせていただきます。

（以下スライド併用）

既にご案内のとおり、11年から設置基準が改善され、展開してきたところです。授業の改善をベースにしていますが、先ほど柳澤学長からお話がありましたように、それだけではなく、マクロあるいはミドルのレベルに広がって、全体として学部教育を中心とした教育改革を進めていこうというような、教学改革の一つのエンジンのような位置付けになっています。

現状は、資料に書いてあるとおり、基本的にはやらされ感をどう解消し、実質化を図っていくかという取組を、いろいろなモデルを考えてやろうとしています。先ほどもありましたように、GPを使っていろいろな形で支援するという形をとっていて、今日ご報告があったような流通科学大学や愛媛大学の取り組みもその一環ではないかと思っています。（スライドNo.2 参照）

この辺は読めば分かる話ですので飛ばします。ここに書いてある内容がかなりいろいろな形で展開されています。例えば後ほどお話しするティーチング・ポートフォリオやいろいろな形での授業の相互評価もあると思います。（スライドNo.3 参照）

国としては、そういう取り組みを積極的に支援するという観点から、いろいろな海外の事例なども紹介していますが、特に学士課程の答申の中ではその拠点を作っていこうということを中心に触れていました。（スライドNo.4 参照）

それが、昨年9月に制度化をした共同拠点の話です。既に研究のレベルにおいては国公私立の大学を通じていろいろな研究所、あるいは附置研をベースにしたようなところに対しての文部科学大臣の認定仕組みを導入していますが、その教育版を作ろうというものです。制度としては昨年9月にできて、今年は1月から募集をし、全国で16件の応募をいただいて、今日その決定がなされる予定です。

基本は、こういう仕組みを導入することによって、先ほどお話があったようなFDの組織化をお手伝いして、ほかの大学も含めたネットワークを広げていく中で活動を活発化していこうというものです。

これは今年度からスタートしますが、まだまだ課題がありまして、基本的には大臣の認定の制度だけで、財政的支援は付いてきません。共同教育拠点として、選ばれたところについては成果をしっかりと出していただいて、お金を呼び込むような形に持っていければと思っています。

また、この仕組み自体は、先ほど話がありましたように、FD以外にも、例えば農場や演習林、留学生関連施設や日本語教育センターなど、大学の資源をより有効に活用することによって教育の中身を豊富にしていこうというような話です。（スライドNo.5 参照）

FDの義務化以降の現状と課題としては、普及はしてきましたが、やはり画一的・形式的に流れてしまうのではないかという懸念、また、学内でFDの意義がなかなか理解されないということです。いろいろな形で大学に伺う機会がありますが、この話はよく聞くとこです。それから、FDフォーラム等いろいろな形でやっています。担当者的なもののノウハウやリソースが不足している、特に実質化という観点から主にGPで支援することを最近やっています。愛媛大学の佐藤先生の言葉によれば、目に見えない苦労や取り組みを可視化することによって広げていこうというような戦略が一つです。（スライドNo.6 参照）

可視化の試みとして、いろいろな取り組みをしています。例えば先ほど松下先生から日本はまだ導入していないという話がありましたが、ティーチング・ポートフォリオということで、いわゆる教員の授業改善での取り組みや

教育の業績、実績を記録として残して可視化していく、それを反映させていこうというような話です。それから、プログラム自身の可視化として、特に国立教育政策研究所が全国の大学と連携して研究会を作って、FD マップや新任教員のFDのための基準の枠組みを作っています。このように、可視化の取り組みについてはトライアルの段階です。（スライドNo.7 参照）

中身については、今日はあまり時間がないので紹介だけにとどめていますが、先ほどの松下先生のお話にあったように、例えばティーチング・ポートフォリオで言えば、むしろそういう取り組みを蓄積すること自身が最終的には共有財産になっていくというような話もあります。この辺はコモンズの考え方とかなり相通ずるところがあるのではないかという感想を持ちました。（スライドNo.8 参照）

マップの話はここにありますので、後でご覧いただければありがたいと思います。（スライドNo.9-11 参照）

それから、FDの枠組みでは特に何を学ぶかということについて可視化するという内容になっています。

以上、この辺が今日お話ししたポイントです。それに加えて、論文集の28、29、30ページにポイントを書きましたが、新しい動きを紹介したいと思います。今日の論点は、後ほど討論の話があると思いますが、組織化か個人の総合性を重視するかというようなこともそうですが、よりバランス良く考えて新しい地図を作っていかなければいけないというようなところが課題だと思います。

それから、文科省においても、30ページに資料を入れていますが、新しい取り組みについて恐らくFDの活動の在り方にも直接あるいは間接的に影響があるのではないかと思いますので、ご紹介させていただきます。

一つは、教育情報の公開です。今、中教審で議論をしていますが、学校の基本情報を公開する。新聞にも出ていますが、入学者の数や、教員の数などの基本情報の公開を義務づけ、いわゆる保護者や学生、あるいは社会、ステークホルダーに対する説明責任を果たしていくものです。より重視したいのは、30ページにも書いていますが、教育力を高めていくために何を学生が学んで、何を意図してそこでやっているのかについての情報を大学でしっかりまとめでいただいて、公表していただくということを議論しています。

恐らくそうすると、学内においてのいろいろな形でのご議論が一つの基点になるのではないかと感じています。例えば目的、あるいはどのように知識、体系を学んでいくのか、いわゆる学士力というような内容を個々の授業やカリキュラムでどう構成し、考えていくのかというような視点にもつながってくると思います。

それから2点目は、いわゆるラーニング・アウトカム、論文集では就業力と書いていますが、学生が社会や職業に就いた場合、自立的にそれを身に付けるための学びを学内においてキャリアガイダンスという形で取り組んでいただくことを求めていくことです。目先の就職対策だけではなく、言ってみればコアとなるような力をどのように授業で身に付けていくのか。例えば今日、南川先生からローマのお話がありましたけれども、知識を伝えるということだけでなく、どのような意図を持って、例えばクリティカル・シンキングなどを含めて、何をどう考えていくのかということをお話していただく機会にできればと考えています。

この辺はまだ議論があるところですが、むしろこういう形でFDに関連して視野に置いて考えていきたいと思っています。以上、問題提起でした。ありがとうございました（拍手）。（スライドNo.12-15 参照）

（溝上） すみません、時間を非常に気にしていただいて、ありがとうございました。

それでは、時間が少し遅れていますけれども、4時まで休憩をしたいと思います。4時から田中先生に司会を交代して後半を進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

文部科学省高等教育企画課長
義本博司

FDに関する制度改革

FDに関する現状の課題

「学士課程教育答申」(H20. 12 中央教育審議会)

- | | |
|--|---|
| <p>①平成11年3月の大学設置基準等の一部改正
 (大学は、当該大学の授業の方法及び方法の改善を図るための組織的研修及び研究の実施に努めなければならない)</p> | <p>①従来の実証的な研究に不十分であり、教員の日常的な教育改善のための促進・支援に不十分であった。</p> |
| <p>②平成18年12月の教育基本法の一部改正
 「教員は、その職責を遂行する使命を自覚し、継続する研究と学習に努め、その職責の遂行に努めなければならない」</p> | <p>②教員自身の評価、授業改善など、ドキュメントの評価文が未だ未だ十分に提供していない。</p> |
| <p>③平成18年5月(H19年度施行)の大学設置基準の一部改正
 「大学は、当該大学の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的研修及び研究を実施するものとする」</p> | <p>③研究向上のために教育面の業績評価が不十分であり、教育向上のためのFDセンターの創設に積極的に行き出していない。</p> |
| <p>④平成19年7月(H20年度施行)の大学設置基準の一部改正
 「大学は、授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする」</p> | <p>④「教員研修のFDセンター」を中心にFDの活動を位置づけ、教員間の連携・共有が見えないなど仕組みづくりに適用されていない。</p> |
| <p>⑤平成19年7月(H20年度施行)の大学設置基準の一部改正
 「大学は、授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする」</p> | <p>⑤大学教員センターなどFDの実施体制が整備であり、例として、FDに関する専門人材が不足している。専任人材が不足しているため困難がある。FD担当者としてのネットワークが未だ、十分にこのことが期待される。</p> |

「いかにFDの実質化を行うか」及び「いかにFDの実質化のための条件整備を行うか」

2

FDに関して大学に期待される取組について

(参考:「学士課程答申」(H20, 12))

- FEDを通じて自ら「本目的の達成や教育に関する諸問題を適切に切りこなす」ためには、大学教授として必要となる専門性や教育力又は公共的な役割等の内容を明示することが必要であるとする。その際、高度な専門性のある大学教授に対しては、共通して求められる専門性や教育力・使命等が存在する一方、その水準や内容も異なると思われるべきである。
- ③FEDの具体的な実施に関しては、一方向的な押し付けではなく、双方向性のワークショップ、教員相互の話し合いや意見交換などによりフレキシブルに上下評価だけでなく互いに認め合うような学習上の関係性を築いてついでFDによる議論や対等の対談とし、組織的改善の策の討議に生かしていくことが必要である。
- ④FEDの実施に際しては、新教員の参加に特に注目を、大学見聞全体的な新教員をFDに参加できるようにすることが必要である。また各大学において、非専任教員と専任教員の一致点が高まる一方で、相違する研究や教員のみならず、それらの教員の機能発揮のためにも、FDに参加することが必要である。
- ⑤個々の教員の日々の授業改善に向けた取組を支援するため、教員の求めに応じて授業の企画を助託し、具体的行動を行くコンサルテーションの制度など大学の体制を整備することが必要である。
- 5 教員の人事・採用に当たっては評価面について、研究上の業績に限らずとも、教育面の実績を一層重視することが必要である。その際、教育の質の評価には主として、研究発表の場制にして見られるよりも、教員の自己申告や教育実践記録ファイルの活用による多面的な評価の導入と未開拓領域への参入などに、評価の対象として、優れた教科書や教材の作成(FD)に対する積極的な奨励を含める必要がある。
- 6 大学院進学希望教員として選出する。その審査に当たっては、TAとしての実績と適切な評価を受けることが重要である。
- また、あわせて若手教員を支援する大学関係者としては、教授法のワークショップやTEAMセミナーを実施したり、大学教授となつた後の学術活動の推進に積極的に協力することによって、教員が主体的に授業改善に取り組むことができるように、大学教育担当としての日雇や常務の兼業、具体的な指導方法などの研修が設けられよう支援することが考えられる。
- 7 各大学においては、大学内閣の責任者の親身から学部学部のFD推進計画の中でのFDの位置づけをつて、全ての教員に対して教育環境を整えられなければならない。
- 8 各大学においては、自大学の大学教員としてFDに参加する者の余裕がないとしても他大学との連携によってFDの合同実施を行うなど、FDの実施環境の確保に努めることも必要である。その際、FDに関する専門的人材の育成を図るとともに、FD実施において支障が生ずるよう、FD担当者間のネットワークの形成が必要である。
- 9 学部協会による分野別の賞状授与に代わって分野別FD展覧会を開催する。SDの創成を促進するための人材の育成、SDの普及を促進するための情報伝達・奨励活動などが必要であり、職員の自己啓発の努力を積極的に奨励・支援するとともに、職能開発の機会を適切に提供する必要があることが大切である。

3

FDに関して国によって行われるべき支援について

(参考:「学士課程答申」(H20.12))

- ① 大学教員間の協力のためのため、全大学で実施したFDが実施されるよう、FDの実質化に向けた主体的な取組を各大学にて促す総合的な取組を進める。FDの企画・運営の充実に向け、実施体制強化を支援する(例えば、FDの専門的な人材の配置・養成等)。また、すべての新任教員に対し、FDの機会が提供されるよう、各大学に求めたいことも検討する。
- ② 高度な専門職である大学教員に求められる専門性、FDによって開発すべき教育力に関する枠組み等の策定について検討する。その際、大学団体等が中心になって、主体的な取組が進められるよう、必要な支援を行う。
- ③ FDの理論・実践の基礎となる関係学問分野の知識を身に付け、大学教員の養成やFDのプログラム、教材等の開発を支援する。その際、当該プログラムを参加した成果が、大学における教員の採用・昇任に当たって利用される仕組み(例えば、イギリスにおける大学教育資格課程(PGCH)について)に関する情報を提供する。
- ④ 優れたFD・SD活動等を行う大学に対して支援とともに、それらの取組に関する情報提供を行う。例えば、単独の大学の取組のみならず、複数のFD活動等を中心とする大学間連携によるFD・SD活動や、関係機関や専門家のネットワーク化の取組を促進する。教育実践の評価に関する有効な手法や、大学院における優れたFD・SD活動に対しても支援する。
- ⑤ 教職員海外派遣において、FD・SD推進の指導者等の養成を支援する。
- ⑥ 大学間の連携、学協会を含む大学団体等を積極的に支援し、分野別のFDプログラムの研究開発などを促進する。
- ⑦ **FDの推進に資する大学教育支援の拠点の設置**について検討する。(その役割としては、大学教育センターのFD指導者の養成、FD・SDのバリエーションプログラム開発、分野別教育支援のネットワークの調整、FDにおけるeラーニングやICTの活用、優れたFDが実用化や革新的な教育方法に関する情報収集と提供などが考えられる。)
- ⑧ SDの推進に関わる関係学問分野や管理職養成に関わる大学院等と連携し、検定制度やSDプログラムの在り方を含め、SDを推進する方策を検討する(例えば、関係大学・機関間の連絡協議の場の設定等、主体的な取組を促す)。

4

● 教育関係共同利用拠点制度

制度の趣旨

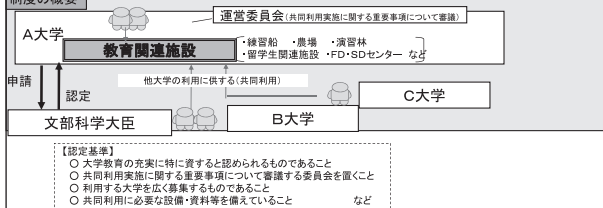
多様化する社会と学生のニーズに応えるべく、各大学において、それぞれの教育理念に基づいて機能別分化を図り、個性化・特色化を進めながら教育研究活動を展開していくことが重要。

質の高い教育を提供していくためには、個人の大学の取組だけでは限界があるため、他大学との連携を強化し、各大学の有する人的・物的資源の共同利用等の有効活用を推進することにより、大学教育全体として多様かつ高度な教育を展開していくことが必要不可欠。

大学の教育関連施設の共同利用の促進を図るための制度を創設（「教育関係共同利用拠点」。21年9月より施行・）し、大学間連携を図る取組を一層推進。

※「学校教育法施行規則(第143条の2)」、「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程」(学術研究分野については、平成20年に「共同利用・共同研究拠点」を既に制度化)

制度の概要



5

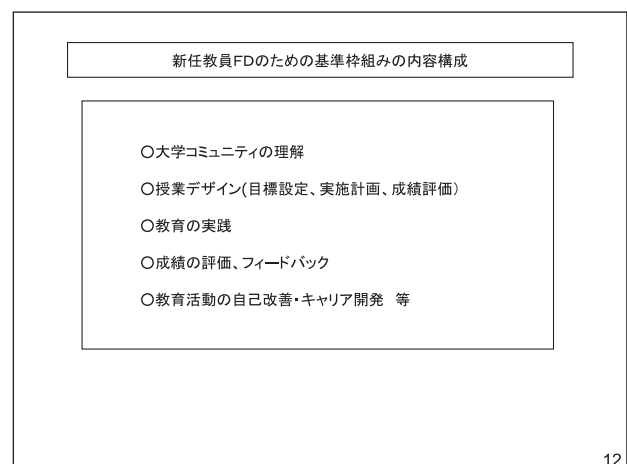
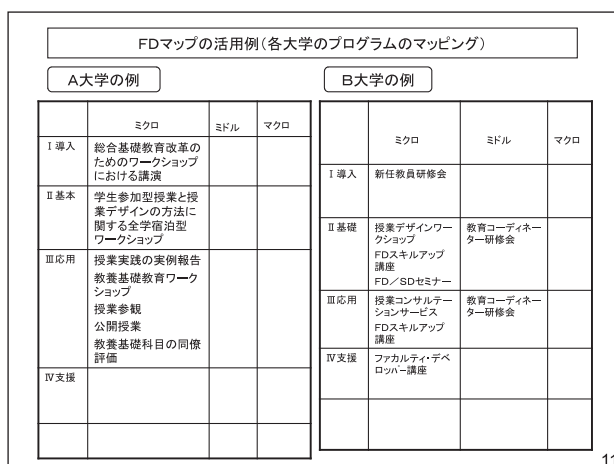
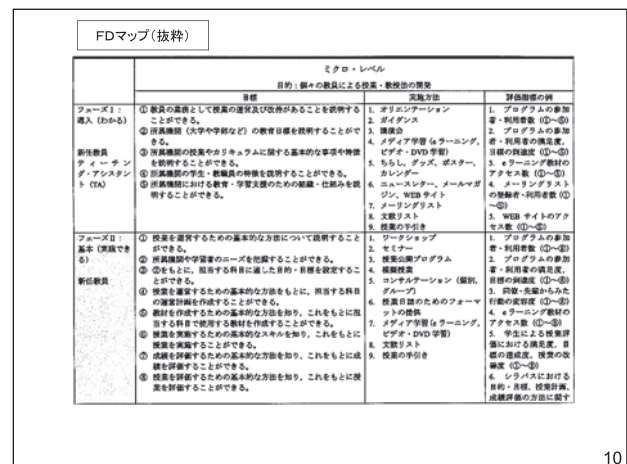
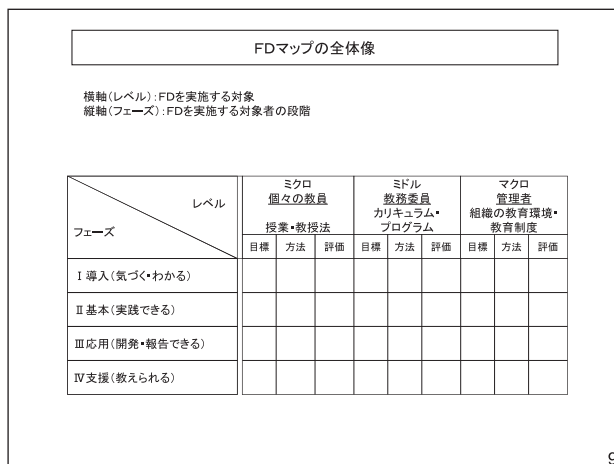
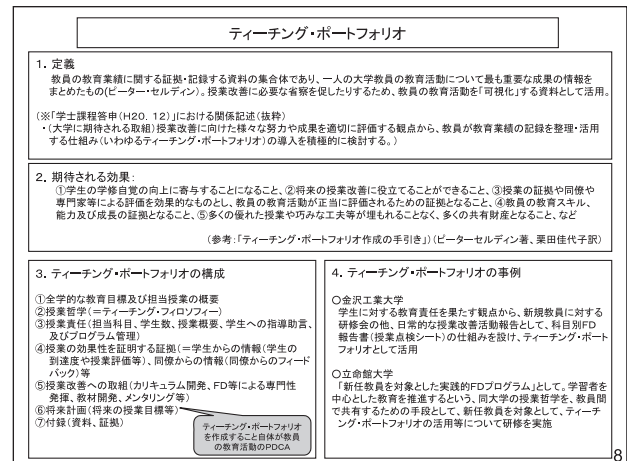
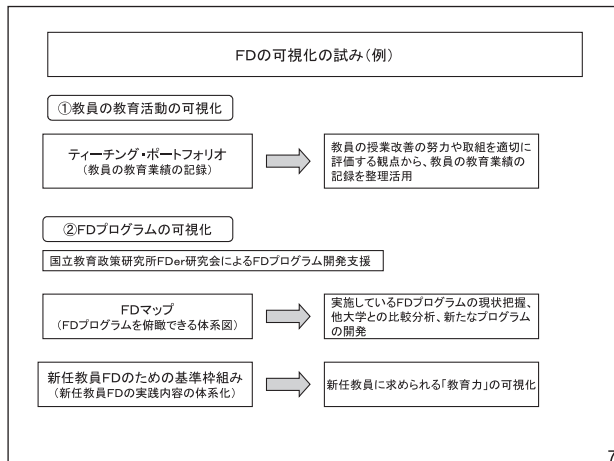
FDの義務化以降の現状と課題

- 各大学でのFD活動の普及
 - ・国公立大学の85%で実施(平成18年度)
 - ・各大学でのFD担当者の配置、FD委員会の設置の動き
- 義務化の課題
 - ・画一的・形式化に陥る可能性(授業公開、学生評価、研修会参加の3点セット)
 - ・学内でのFDの意義が理解されない(トップダウンの導入への反発)
- 実施上の課題
 - ・FD担当者にとってのノウハウ・リソースの不足

FD活動の実質化の必要性

OFD活動を教職員、担当者、学内全体で可視化する取組を通じて、活動の実質化を図る
 (「目に見えない苦労・取組」を「見える苦労・取組」に変える・佐藤浩章(愛媛大))

6



131415